

改正旅館業法の施行に向けた関係団体への意見聴取に関する意見

令和5年8月21日

日本肝臓病患者団体協議会
全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団

1 宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めについて

① について

特にありません。

② について

特にありません。

③ について

特にありません。

④ について

特にありません。

2 宿泊拒否事由について

① (宿泊しようとする者が「特定感染症の患者等」に該当する場合に留意すべき点は何か) について

前提として、「特定感染症の患者等に該当」するか否かは、医学的見地から厳格に判断すべきと考えます。

この点、旅館業者において、宿泊希望者が「特定感染症の患者等」に該当するか否かを判断することになりますが、この判断を誤れば宿泊希望者に不要な負担をかけることとなります。他方で、旅館業者は医療の素人であり、必ずしも感染症の診断に関する正しい知識・技量を備えているわけではありません。

そこで、「特定感染症の患者等に該当」するか否かは、医学的見地から厳格に判断する必要があります。「客観的な事実に基づいて判断」「理由を丁寧に説明することができるように」との改正法の文言はそのような意味であると理解しています。

また、「特定感染症の患者等に該当」した場合には、医療機関で受診すべきですが、受診できるまでの間については、患者等の居場所がなくならないように最大限の配慮を行うべきであると考えます。

②について

特にありません。

③について

特にありません。

⑤（その他、宿泊拒否事由について留意すべき点は何か）について

宿泊拒否は宿泊希望者にとって不利益が大きいので、その根拠となる事由は明確かつ客観的なものに限定し、恣意的な運用が可能な限りできないようにするべきであると考えます。

3 差別防止の更なる徹底について

①（努力義務となる従業員への研修について、どのような内容を盛り込むべきと考えるか）について

差別が生じる要因の一つとして、「感染症＝自分にも感染する＝忌避すべきである」という心情もあると思われます。そして、この要因は、「感染」に対する正しい知識・理解（感染成立の3要素）があると一定程度防ぐことが可能であると思われます。すなわち、感染の成立には、そこに「病原体（感染源）」が存在するだけでは足りず、「感染経路」と「宿主」が揃う必要があります。これらの要因のうち一つでも取り除くと感染が成立しないという感染成立の3要素については研修をするべきであると考えます。

また、これまでの感染症患者に対する差別の歴史を研修に盛り込み、感染症患者に対する差別が、いかに非科学的、不合理であったのかも教えるべきであると考えます。

②（その他、従業員への研修の実施について留意すべき点は何か）について

コロナ禍の経験も踏まえ、感染症に関して、「自分ごと」として捉え、宿泊希望者に対してどのように接すれば相手を不快にさせないかということなどを常に意識するなどについて留意すべきと考えます。

③について

特になし

④（その他、差別防止の更なる徹底について留意すべき点は何か）について

差別的扱い（宿泊拒否を含む）を受けた場合の事後的救済措置がありません。そこで、少なくとも差別的扱いを受けた際における苦情申出の窓口を明確にし、その後の対応が可視化されるような措置が必要であると考えます。

4 その他改正旅館業法の施行に当たって留意すべき点について

特にありません。

以上